

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 俣字上野二三一六番地先まで | 児玉郡美里町大字猪俣字山ノ根五 三二番一地从り同郡同町大字猪 | 区 間 |
| 一八・七五 | 一〇・八九 一六・七二 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一三・一五 | 四三八・六六 | 延長 (メートル) |
| 社会資本整備総合交付金(交通安全)工事による。 | | 備 考 |